

平成19年度第3回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成19年11月29日(木)
場 所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成19年度第3回東京都税制調査会

平成19年11月29日(木) 11:00~11:24
都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

開会 午前11時

【税制調査課長】 まもなく開会の時間となりますが、その前に、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

まず、左側からですが、上から第3回東京都税制調査会次第、座席表、調査会委員名簿、小委員会委員名簿、東京都税制調査会設置要綱、同じく運営要領、こちらが一つの束となっております。

次に、第2回東京都税制調査会における主な意見、平成19年度東京都税制調査会中間報告(案)、同じく中間報告(案)参考資料、中間報告(案)の概要、これらが一つの束となっております。

資料は以上ですが、お手元にそろっておりますでしょうか。

(はい)

【税制調査課長】 よろしければ会議を始めさせていただきたいと思います。

神野先生、よろしくをお願いいたします。

【神野会長】 それでは今年度、第3回目になりますけれども、東京都税制調査会を開催したいと思います。

本日は日の暮れるときも足早になってきたお忙しいところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

前回、中間報告(案)について、皆様方から多くのご意見をいただきました。(案)の内容についてはほぼ了解をいただいたというふうに考えておりますけれども、そのときいただきました意見をもとにいたしまして、修文を図っております。それがお手元にお配りした中間報告(案)でございます。お目通しいただき、この中間報告(案)を本日取りまとめていくということに関しましてご協力いただければと思います。

それでは議事に入ります前に、本年度第1回目の総会以降に、本調査会の新しい委員に就任されました方について、事務局の方からご紹介させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは、本年度第1回総会以降に、当調査会の新任委員として就任されました方を事務局よりご紹介申し上げます。

東京都副知事の猪瀬直樹委員でございます。

就任委員の紹介は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

猪瀬委員、よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、これ以降の議事につきましては、中間報告(案)の取りまとめの段階でございますので、運営要領第2の5によりまして非公開にさせていただきたいというふうに存じます。委員の皆様方からご異議がなければそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、これ以降の議事は非公開にさせていただきたいと思います。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それでは先ほども申し上げましたけれども、前回の調査会で平成19年度東京都税制調査会中間報告(案)について、委員の皆様からご意見を頂戴いたしまして、私の責任でもって事務局と整理をさせていただきました。この件について事務局の方からご説明していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【税制調査担当参事】 それでは、私から中間報告(案)の修正について、ご説明させていただきます。恐縮ですが、着席したまま説明させていただきます。

恐れ入りますが、第2回東京都税制調査会における主な意見をご覧いただきたいと思ひます。このペーパーは前回の調査会において、委員の皆様から頂戴いたしました主な意見とその取り扱ひ案を整理したものでございます。

「1 地方税財政制度改革」でございますが、まず、「税込全体のパイ拡大については、『先ず国・地方の行政の無駄を削減すべき』という国民の声を十分踏まえる必要がある。」とのご意見がございました。ご意見の趣旨を踏まえ、後ほどご説明いたしますが、案文を修正いたしたいと存じます。

次の「消費税から地方消費税への税源移譲は、所得に対して逆進的な消費税の税率引上げにつながるものであり、言及することは適当ではない。」とのご意見につきましては、付記事項に記載したいと存じます。

次の「東京が大都市特有の膨大な財政需要を抱えているように、地方にはそれぞれ地域特性に応じた財政需要がある。地方税財政制度改革の検討にあたっては、東京のみならず、そうした地方の状況も十分考慮する必要がある。」とのご意見については、趣旨を踏まえ、案文を修正いたしたいと存じます。

次の「大都市の財政需要について理解を得ていくためには、財政需要を具体的な事例に即して数値などにより分かりやすく示していく必要がある。」とのご意見については、今後の検討に反映していきたいと存じます。

次に「2 基幹税の当面の課題」でございます。「住民税については、三位一体の改革における税源移譲に伴い税率のフラット化が行われたが、課税の公平の観点から、住民税についても、所得税同様、応能的性格をより重視すべきである。」とのご意見につきましては、付記事項に記載したいと存じます。

恐れ入りますが、2ページをご覧いただきたいと存じます。

「3 東京の環境税制」でございます。

「都が地方に協力する具体的なかたちとして、広域的な課題である環境の分野において、例えば都民が税を負担し、他県を含む水源林の保全に充てるような仕組みを積極的に検討する意義は大きい。」とのご意見、「都は『緑の東京募金』を創設し、海の森の整備や街路樹の倍増など様々な環境施策に取り組んでいるが、今後、寄附と税制のあり方についても、議論していく必要がある。」とのご意見、「道路特定財源については、国において様々な議論が行われているが、状況の変化に柔軟に対応していく必要があり、都としてそのあり方について方向性を示すことには意義がある。」とのご意見がございました。

これら三つのご意見につきましては、今後の検討に反映していきたいと存じます。

続きまして、修文についてご説明させていただきます。修文箇所は2カ所でございます。恐れ入りますが、平成19年度東京都税制調査会中間報告(案)の16ページをお開きいただきたいと存じます。

「税込のパイ拡大については、『先ず行政の無駄を削減すべき』という国民の声を踏まえる必要がある。」とのご意見を踏まえ、下線部分でございますが、「もちろん、税込のパイ拡大については、安易にこれを行うことは慎むべきであり、国民、住民の理解を得るためにも、国はもとより地方においても歳出削減に向けた努力を徹底すべきである。」との一文を加えております。

次に、恐れ入りますが、19ページをお開きいただきたいと存じます。

「地方にはそれぞれ地域特性に応じた財政需要があり、地方税財政制度改革の検討にあたっては、そうした地方の状況も考慮する必要がある。」とのご意見を踏まえ、下線部分でございますが、「地方には共通の財政需要に加え、それぞれその地域特有の財政需要がある。」と修正いたしております。

恐れ入りますが、最後のページをお開きいただきたいと存じます。付記事項でございます。本文の一番最後に付記事項がございますが、付記事項につきましては、このような形で整理いたしたいと存じます。私からの説明は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

前回、私といたしましては、大きな流れとしては、ほぼこの委員会として委員の皆様方のご了解を頂戴したかと思えます。なお、修文すべき点につきまして、2カ所修正をさせていただいた上で、全体の流れの中からどうしても盛り込みにくいご意見については、付記事項としてその他の意見として明記させていただくという処理にさせていただきました。

それでは、今行いました修文及び付記事項などを含め、全体についてご意見ございましたら頂戴したいと思えます。よろしく願いいたします。

【曽根委員】 特別委員の曽根です。

神野会長の配慮で付記事項に追加していただいた意見は私が前回述べたことで、こういう形で明記していただいたことに感謝したいと思います。

同時に、ここに載せていただいたことに加えて、第一には、焦眉の地方間の財政格差について、現実に格差が存在する以上は、国の介入を許さないためにも自治体間で何らかの調整機能が必要であることは申し上げてきたところです。また、大都市需要を提起していますが、大都市需要を提起するに当たっては、あくまで、現実の財政格差を生み出す要因となっている東京一極集中を促進するものではなく、是正する立場からの提起であるべきだという意見も申し上げたところです。

それから、国と地方を通じて財源確保のあり方としては、私どもは担税能力がありながら、国際的に見てもまだ課税率が低い法人や株式配当譲渡益などについての適切課税をすべきであるということも申し上げました。これらについてはちょっと改まって申し訳ないのですが、意見として述べさせていただいておきたいと思えます。

以上です。

【神野会長】 ありがとうございました。

ほか、いかがでございますか。委員の皆様方から、特にご意見ございませんでしょうか。

(なし)

【神野会長】 取り急ぐというわけではございませんが、こうしたことはタイムプレッシャーの中で動いておりますので、当面、できれば今日まとめて広く日本全体に訴えていきたいというふうに思えます。

ほかにご意見がなければ、今の取り扱いについては、中に書かれている点もございますし、また、これはあくまでも中間報告として出しておりますので、今、すぐに取り上げると言って拙速に走るよりも、3年間全体としての中で次回以降、小委員会でもた検討していただいた事項として取り上げさせていただくということも考慮して、処理をさせていただきたいというふうに思えます。

それでは、特にほかにご異議がなければ、平成19年度東京都税制調査会の中間報告につきまして、原案どおりに決定させていただくということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【神野会長】 それでは、委員の皆様方には、今ご承認をいただきました、原案どおり決定させていただいた平成19年度東京都税制調査会中間報告(案)の(案)をとったものを事務局の方からお送りさせ

ていただきたいというふうに思います。

地方税制は分権の動きと同時に、急速に、ここ1年間ですが、国民のアンケートを見ても地域間の格差の問題を意識する国民のウエートが非常に高くなっているという状況のもとで、私ども、この(案)をまとめたということについて、委員の皆様方のご協力を深く感謝をいたす次第でございます。この(案)が多くの国民の議論を巻き起こして、よりよい社会を建設できるような一石となればというふうに考えています。

事務局の方から一言お願いできればと思います。

【主税局長】 主税局長の熊野でございます。事務局を代表いたしまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま、本年度の中間報告を取りまとめていただきました。誠にありがとうございます。また神野会長、青木小委員長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、この調査会の運営にご尽力、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

東京都といたしましても、今後とも真の地方分権改革の実現と、そしてあるべき地方税制の確立に向けまして、全国の自治体等と連携を図りつつ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも、来年度の答申に向けまして、引き続き、税制の重要課題についてご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の予定を終了させていただきます。

終了に当たりまして、私の方から一言、皆様方に御礼の言葉を申し上げたいと思います。

小委員の皆様方には、夏の暑い盛りにもかかわらずお集まりいただき、数多くの委員会を開催していただき、本日の中間報告の原案をつくるに当たってご尽力いただきましたことを、本当に心から御礼を申し上げます。

また、特別委員の皆様方には、終始建設的なご意見をお述べいただき、私のような至りません者でもひとまずまとまったということができたのも、特別委員の皆様方のご協力のおかげと感謝しております。

また、事務局の方々には日夜を分かたずに職務に専念されて、こうしたまとめができたことに対して深く御礼を申し上げる次第であります。

もちろん、先ほども申しましたけれども、時間が限られた中で私たちは仕事をやらなければならなかったもので、まだまだやっておくべき多くの作業はあったかと思えます。いつも私たちの行為はそういうことになるので、川は海に流れるけれども、海は決して満つることがないというふうに言われますが、努力しても努力しても、まだまだやり足りないところが多く残っているのではないかと思えますが、ひとまず東京都税制調査会として、この時期に中間報告のビジョンを出せたということは、大変意義の多いことではないかと思えます。

社会心理学でよく予言の自己成就という言葉が言われます。予言をつくり出して、その予言を信じれば信じるほどそうなる確率は高まるという意味ですけれども、悲観的な未来を描けばそうなる確率は高まるし、肯定的な未来を描けばそうなる確率は高まるということですけれども、今回の都の税制調査会というのは、極めて、いわば東京都の利害だけではなく、見渡した広い視野から出すことができたというふうに思っておりますので、これが導き星となって日本の地方財政や、さらには日本の社会のあり方に一つの導き星になればというふうに願っております。こういうことができたのも、繰り返すようですが、委員の皆様方と事務局のおかげと深く感謝をしております。

どうもありがとうございました。

【猪瀬委員】 神野会長とは、政府税制調査会でも一緒させていただいていますが、こういう税の議論というのはできるだけ納税者がわかるような形にした方がいいと思うので、先ほどプレスが退場しましたけれども、プレスがいていけない理由というのは何かあるかということなんですけれども、もちろん僕は新参者ですから、よくわかりませんのでお尋ねしますけれども。

【神野会長】 政府の税制調査会でも同じことですが、案文の原案が出てきて審査に入ったときについて非公開にしておりますので、この2回について非公開にさせていただいたということです。これは普通の通常の手続ではないかというふうに思います。

それから、政府税制調査会でも同じことですが、細かな作業をしているような小委員会の場合に、非公開という処置をとる場合がございますが、この点についても公開にすべきだという議論と、非公開にすべきだという議論をいつもやりながら非公開にいたしております。これは政府税制調査会でも同じことをとっているのですが、自由な討論を保障するという意味で、ともすると税制という多元的な国民の利害にかかわるような事項を、原案をつくる前作業のときに公開にすると、必ずしも自由な討議が保障されない危険性がある場合にのみ非公開にしているという原則にして、始まる前に議論をしながら公開にするか、公開にしないかということを決めております。

微妙な問題があったときに、さまざまな案を言う段階でプレッシャーがかかってしまうということは、必ずしも会議における自由な発言を保障するものではないので、その点について考慮をし、副知事がおっしゃっているような予算や財政の公開の原則を保障するというのと両立する限りにおいて進めているということでございます。

【猪瀬委員】 わかりましたけれども、あと政府税制調査会ではインターネット中継をしていますよね。そういったこともこれからの方向として考えていただければと思いますけれども。

【神野会長】 これはあれでしたよね。後で議事録は、当然公開というか、出しているんですよね。

【税制調査担当参事】 議事録はでき次第、公開しております。

【神野会長】 出しております。ちょっとその、同時的にやるかどうかということについては別途、考えさせていただきますが、全体が集まる総会などについてやるということについては、ご趣旨、今年度はこれで終わりますけれども、次年度以降、またスタートするときに議論していきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

(なし)

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見がなければ、これで終了させていただきたいというふうに思っております。

本日はお忙しい中をご参集いただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして閉会させていただきます。